

### 学校給食物資 納入業者を 募集

市立小中学校長会では、平成29・30年度給食食用物資の納入について、学校と取り引きを希望する方に対して、申請用紙の配布・申請受付を行います。

**配布期間** 11月24日(木)～12月7日(水)に、学務課(市役所第二庁舎7階)で。  
**申請受付期間** 12月12日(月)～16日(金)

**申請・問合先** 学務課保健給食係(☎042-387-9874)

**小口事業資金融資**  
**あっせん制度年内の申し込みはお早めに**

市では、地元商工業の活性化支援のために、商工業者(法人・個人)が必要とする事業資金を有利な条件で利用できるよう、市内金融機関へ融資のあっせんを行っています。

融資が決定された場合には、利息の一部を市が負担し、保証機関への保証料(当該融資相当分)の最大2分の1を補助します。

**市議会の傍聴に  
お越しく下さい**

平成28年第4回小金井市議会定例会が、12月1日(木)から開催されます。

階)、委員会は第一会議室(同3階)で行います。皆さんの身近な問題や市の重要案件がどのように審議・決定されていくかなどを知っていただくため、傍聴をお勧めします。

市議会の傍聴はどなたでもできますが、議会事務局で簡単な手続きが必要です。議会の日程、議案など詳しくは、お問い合わせください。

**歳末たすけあい運動にご協力を**

今年も全国一斉に12月1日から歳末たすけあい運動が始まります。

この運動は、市内の町会・自治会、民生・児童委員協議会を中心として行われます。

昨年は皆さんの協力により、募金額は約80万円に達しました。募金は見舞品・祝金として80歳帯にお渡ししたほか、ひとりぐらし高齢者交流会などの住民参加事業に活用させていただきます。

誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを進めるために、皆さんのご協力をお願いいたします。

**募金方法** 市内各地域の地区委員が各家庭に呼びかけるほか、社会福祉協議会で受け付けます。

**問合先** 社会福祉協議会(本町5-36-17 ☎042-386-10294)

## 12月の相談日

| 相談名                | とき  | ところ・問合先   | 相談名            | とき   | ところ・問合先  |                        |
|--------------------|---|---|----------------|--|--|------------------------|
| 市民相談               | 月曜～金曜日<br>(市役所執務時間内)  | 広報秘書課広聴係(市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9818)                     | 高齢者介護相談        | 月曜～土曜日<br>午前9時～午後5時30分   | ▷小金井きた地域包括支援センター(桜町1-9-5 ☎042-388-2440)<br>▷小金井みなみ地域包括支援センター(前原町5-3-24 ☎042-388-8400)<br>▷小金井ひがし地域包括支援センター(中町2-15-25 ☎042-386-6514)<br>▷小金井にし地域包括支援センター(貫井北町2-5-5 ☎042-386-7373) |                        |
| 外国人相談(English)     | 12月20日 December20<br>午前10時～正午<br>10:00am-12:00am              | ▷ところ=市民相談室<br>▷予約が必要です。                               | 高齢者向け住宅改修相談    | 火曜日=小金井ひがし地域包括支援センター<br>第2木曜日=小金井みなみ地域包括支援センター<br>第4木曜日=小金井きた地域包括支援センター<br>いずれも午後1時30分～4時30分<br>※ 電話で各地域包括支援センターへ予約してください。 | 木造住宅耐震相談   | 第2木曜日<br>午後1時30分～4時30分 |
| 法律相談               | 12月1・6・8・13・15・20・22・27日                                      | ▷法律相談、交通事故相談、外国人相談は、11月16日から、直接または電話で受け付け。法律相談は各日とも6人 | シルバー人材センター入会相談 | 第1・第2木曜日(祝日を除く)<br>午前10時～正午<br>(午前10時までに来所の方)  | 福祉サービス苦情・相談  | 水曜日<br>午後1時～5時         |
| 税務相談               | 12月14日  | ▷その他の相談は、相談日の当日午前9時～正午に、直接または電話で受け付け                  | 創業相談           | 月曜～金曜日<br>午前10時～午後6時   | 生活困窮者自立相談  | 月曜～金曜日<br>午前8時30分～午後5時 |
| 人権・人身の上相談          | 12月19日  | ▷広報秘書課広聴係(☎042-387-9818)へ予約してください。                    | ひきこもり相談        | 第4火曜日<br>午前10時30分～午後1時   |  |                        |
| 建築・登記・表示登記相談       | 12月7日   |   |                |  |  |                        |
| 行政相談               | 12月15日  |   |                |  |  |                        |
| 相続等暮らしの書類作成相談      | 12月21日  |   |                |  |  |                        |
| 交通事故相談             | 12月13日  |   |                |  |  |                        |
| 女性総合相談(夫婦・家族・人間関係) | 12月2・9・16日<br>午後1時30分～4時30分<br>※ 保育あり(1歳以上の未就学児。1か月前までに要事前申込) | ▷ところ=市民相談室<br>▷企画政策課男女共同参画室(☎042-387-9853)へ予約してください。  |                |  |  |                        |
| 母子(ひとり親)・女性相談      | 月曜～金曜日<br>(市役所執務時間内)  | 子育て支援課(市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9836)                       |                |  |  |                        |
| 教育相談               | 月曜～土曜日<br>午前9時～午後4時30分  | 教育相談所(本町6-5-3シャトー小金井別館3階 ☎042-384-2508)               |                |  |  |                        |
| 消費生活相談             | 月曜～金曜日<br>午前9時30分～午後4時<br>(正午～午後1時を除く)                        | 経済課(市役所第二庁舎4階 ☎042-384-4999)                          |                |  |  |                        |
| 労働相談               | 月曜～金曜日<br>午前9時～午後5時   | 労働相談情報センター国分寺事務所(国分寺市南町3-22-10 ☎042-321-6110)         |                |  |  |                        |

## マイナンバー(個人番号)に関するお知らせ

マイナンバーカードに  
ついて

同カードは顔写真付きのICカードで、申請に対して交付されています。

法令に基づく本人確認が必要となる場面など、さまざまな場面で本人確認書類として使用できます。

同カードには電子証明書が搭載されているので、e-Taxなどの各種電子申請や、自分の個人番号を行政機関がいつ、どこで取り出したのかを確認できるサイト「マイナポータル」(平成29年7月開始予定)へのログインなど、インターネット上の本人確認としても利用できます。

＜マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービス＞

全国のコンビニエンスストアで、住民票の写し等が取得できるサービスです。窓口交付より安価で、利用時間も長く便利です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

＜マイナンバーカードの4つの機能＞

同カードは、機能に応じて最低2種類の暗証番号の設定が必要です。必ず事前に暗証番号を検討のうえ、来庁してください。

暗証番号は、①は数字・英文字を混合した6～16けた、②③④は数字4けた(同番号可)です。

【①署名用電子証明書】  
電子文書を送信する際に、改ざんされていないかどうか等の確認ができる仕組みで、

e-Taxの確定申告の電子申請等に利用されます。

【②利用者証明用電子証明書】  
利用者本人であることのみを証明する仕組みで、コンビニ交付サービスや、マイナポータルのログイン等に利用されます。

【③住民基本台帳事務】  
同カードのICチップの基本情報である住所・氏名の変更の際のデータ更新等に市民課窓口で使用します。

【④券面事項入力補助AP】  
法令に基づく事務を行う際に同カードを提示し、所有者の本人情報を確認するために使用します。

＜住民基本台帳カードに電子証明書を登録してe-Taxを利用していただく方へ＞

住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期限満了まで利用することができませんが、有効期限満了後は、マイナンバーカードの交付を申請する必要があります。

平成28年分の確定申告等で署名用電子証明書を利用する場合は、早めに申請をお願いします。

＜マイナンバーカードを申請した方へ＞

申請後、交付準備が整った方に同カード交付通知書と予約案内を順次送付してまいります。

現在、交付通知書は申請からおよそ1か月程度で発送しています。

なお、平成28年10月上旬までに申請した方への交付通知書の発送は完了しています。

同カードの受け取りは、交

付通知書の発送日から原則90日以内となります。また、12月以降は確定申告で使用するe-Taxの準備のため、2月以降は転入に伴う同カードの更新作業のため、窓口が大変混雑します。お早めに受け取りをお願いします。

なお、同カードの受け取りには事前の来庁予約をお願いします。予約の方法は交付通知書に同封の案内を確認してください。予約がない場合でも同カードの交付は可能ですが、時間がかかる場合があります。なお、受け付けは、平日は午後4時30分まで、休日開庁日は午後0時30分までとなります。

＜通知カードの受け取りはお済みですか＞

平成27年10月5日現在で市内に住民登録のある方のマイナンバーをお知らせする通知カードは、平成29年3月31日まで、窓口でお渡しします。また、平成27年10月5日以降、転入・出生した方についても、市に返戻されてから3か月を経過した後も、当面の間、お渡しします。受け取りがお済みでない方は、お早めにお越しください。

通知カードを紛失した場合は、再交付の申請ができます。(申請者一人につき500円) 詳細はホームページをご覧ください。

◇共通◇  
問合先 マイナンバーカード総合フリーダイヤル(☎0120-9510178) 市民課(☎042-387-1019、042-387-9830)